

(2) 個人の長期土地譲渡所得に係る課税の改善（所得税、個人住民税）

内 容

バブル対策税制の残滓の一つであり、土地に対する重課の象徴的存在である個人の長期土地譲渡所得に係る重課措置の最高税率39%（現在停止中）を廃止する。

(参 考)

個人の長期譲渡所得課税の税率（所得税 + 住民税）

土地の譲渡益に対しては、他の所得と分離して、下表の税率で課税される。

